

第4回 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 質疑要旨

○と き 平成 28 年 5 月 30 日（月）
午後 3 時から午後 4 時 30 分

○ところ 大阪府庁新別館南館 5 階 第 2 研修室

○質疑要旨

【議題（1）平成 27 年度の検討状況の報告】

（市町）

市長からも、特に意見はなかった。

今はまだ総論の検討段階であるため、みなさん賛成だと思うが、今後各論を検討する段階になれば、それぞれ色々な意見が出てくるだろう。

（市町）

医療費水準の格差について、補正後 1.2 倍でほぼ平準化ということをうまく説明できるかどうか。

また、資料 1 全体の枠組みについても、市としてこの会議なり府と情報共有した上で、共通理解を持って説明ができるようにしたい。

【議題（2）平成 28 年度の検討スケジュール及び事業運営検討WGの作業チームの設置について】

（市町）

資料 3-1 で示されているように、今年度第 2 回の調整会議は 10 月に開かれる予定となっているが、次回開催までに、重要な方向性は固めておかなければならないと思う。この間、各WGと作業チームでの議論が活発に行われるが、その議論内容については、常にヒアリングを行い、必要に応じて市長・副市長の意向も確認し、次回のWGに意見を託すなり、事務局に連絡したいと思っている。これから各論の議論に入っていく中で各市町村の向いている方向がバラバラにならないよう、他の委員のみなさまも、そのようにしていただければと思う。

（市町）

それでは、事業運営ワーキング・グループの作業チームの設置について、事務局案のとおりとしたいと思うが、いかがか。

<異議なし>

【その他】

（市町）

医療費水準の格差について、1.2 倍でも格差は格差だという意見もある。

（大阪府）

1.2 倍でも格差は格差だという意見については、全国最低水準の格差の中で、同じ収入・同じ世帯構成であっても、居住する市町村によって保険料が違うというのは不公平であるといった形で回答している。

（市町）

1.2 倍の医療費水準の格差について、医療費指数と併せて 1 人あたり医療費も示してもらいたい。町長からは、標準収納率の設定にあたり、一般的に町村の収納率が高いが、それぞれの実情も考慮してもらえればとのご意見をいただいている。

(市町)

保険者努力支援制度について、評価指標が出ている。候補と記載されているが、これは変わる可能性があると考えて良いのか。

(事務局)

平成 28 年度からの保険者努力支援制度の前倒し分については、この指標のもと、各市町村での取り組み状況に応じて、現行の国の特別調整交付金で交付するという仕組みとなっている。平成 30 年度以降の枠組みについては、その運営状況を検証しながら、決定していくこととなる。

(市町)

評価指標の項目の中には、収納率や特定健診の受診率などがあるが、全国平均の数値を基準値として使われてしまうと、大阪府としては厳しいのではないかと。何か良い方法はないか。

(事務局)

保険者努力支援制度は全国的な枠組みとなるので難しいところはあるが、都市部の厳しい状況は、当然、国に伝えていかなければならない。なお、保険者努力支援制度の都道府県分については、都道府県でその取扱いを決めるものとされているため、府繰入金（現在の府の特別調整交付金）の活用も含め、市町村の取組みをどう支援していくのか、みなさまに努力して取り組んでいただける仕組みを検討し、調整会議の中でご意見を頂戴したいと考えている。

(市町)

保険者努力支援制度の評価指標については、大阪府独自で決められるということで良いか。

(事務局)

参考資料「保険者努力支援制度 前倒しの指標の候補」に、保険者努力支援制度の交付イメージというものがある。都道府県分の右側に記載されている通り、都道府県に交付されたものを都道府県内市町村への財政支援又は都道府県内市町村の努力に応じて再配分ができるような仕組みになっている。

(市町)

消費税率の引上げが延長されることになりそうだが、国保に対する影響をどのように考えているか。

(事務局)

今回の国保制度改革で拡充される 3,400 億円について、既に実施している保険者支援分の 1,700 億円については、消費税率が 5%から 8%に上がった際の財源を用いて、財政支援を行っているというのが現状である。残りの 1,700 億円については、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴う、協会けんぽへの補助金の削減によって生じる財源を充てることとなっているため、消費税率の引上げが延長されることによる影響はないと考えている。